

介護保険料の上限額が引き上げられたそうですが・・・

山口典久衆院比例候補

13区を駆ける

6月11日(日)午前は上越市と新しく合併した地域(浦川原、三和、牧、板倉)で、午後は妙高市で宣伝カーで訴え。どこまでも続く、広い田んぼに気分もリフレッシュ。旧牧村では、渡辺靖子前牧村議が街頭からの訴えをお知らせするチラシを一軒一軒に配り声をかけてくれ、50人近い人が訴えを聞いてくれました。おばあちゃんたちは、わざわざ外出着に着替えてできてくれました。日本共産党の街頭演説としては、旧牧村で過去最高の人出ではないかという話もお聞きして感激。(山口典久ニュースより)

過去最高の人出ではないかという話もお聞きして感激。(山口典久ニュースより)



杉田前浦川原村議、山口典久候補、渡辺前牧村議

日本共産党上越市議団ニュース

52 2006年6月18日

連絡先 杉本敏宏 524-3787 (東本町5)
 樋口良子 544-6802 (中門前3)
 橋爪法一 548-3628 (吉川区代石)
 事務局長 上野公悦 530-2203 (頸城区中柳町)

所得階層別分布

課税所得額(万円)	世帯数	割合(%)
0	5,871	41.36
~50	1,883	13.27
~100	1,721	12.12
~150	1,586	11.17
~200	1,023	7.21
~250	635	4.47
~300	424	2.99
~350	264	1.86
~400	193	1.36
~450	134	0.94
~500	98	0.69
~550	72	0.51
~600	38	0.27
~650	49	0.35
~700	38	0.27
~750	23	0.16
~1000	71	0.50
~2000	59	0.41
~3000	9	0.06
3000超	4	0.03
合計	14,195	100.00

二人以上の加入者があっても世帯数1でカウント

40歳から64歳の人(第2号被保険者)の保険料

40歳から64歳の人(第2号被保険者)の保険料は、加入している医療保険の算定方法により決められます。納め方は医療保険料と一緒に納めます。

●国民健康保険に加入している人

【決め方】 保険料は国民健康保険料(料)の算定方法と同様に、世帯ごとに決められます。

$$\text{介護保険料} = \text{所得割} + \text{均等割}$$

【納め方】 医療保険料と介護保険料とをあわせて、国民健康保険料(料)として世帯主が納めます。

に配られている「サービスガイドブック」に掲載されていますが、加入者ごとに所得割額、均等割額を算定し合計した金額を、世帯主が一括して納付します。所得割額は、基礎控除後の所得に1.80%(17年度)を掛けて計算します。均等割額は、一人1万3400円です。

【問】 上限額が決められているとどうなりますか。

【問】 国民健康保険に加入している人(40歳から65歳までの人)の介護保険料の上限額が改定されたそうですが・・・

【答】 国保税にも介護保険料にも「負担の上限額」が定められています。介護保険料の上限額は、17年度までは8万円でしたが、18年度から9万円に引き上げられました。

【問】 とところで、介護保険料はどのように決められるのですか。

【答】 今、各家庭



【問】 国民健康保険に加入している人の介護保険料の上限額が、税制改正で引き上げられました。引き上げがどんな影響を及ぼすのか、杉本敏宏議員団長に聞きました。

【答】 介護保険料8万円(17年度)というのは、所得(収入ではない)が約400万円の世帯です。上越市での加入者の所得階層別分布を左の表に示しました。上限があるということは、所得が2千万円(計算額は約37万円)でも3千万円(同約54万円)でも8万円が良いということになります。高額所得者の保険料を、事実上減免しているということになります。

【問】 引き上げで、どのくらいの人たちが影響を受けるのですか。

【答】 これも左表を見てください。400万円以上の788世帯約5.5%が影響を受けます。

【問】 減免の財源は・・・

【答】 介護保険の財源には、一般会計からの繰り入れはありません。加入者が負担することになっています。8万円以上の人たちの減免分は、保険料が8万円未満の人たちが負担していることとなります。今回は上限を8万から9万に引き上げた増収分で、所得割の税率を1.82%から1.8%へ、0.02%引き下げることになりました。

国保税でも介護保険料でも全体を引き下げて、「限度額」を超えることがないような体系に改善することが必要だと思えます。

